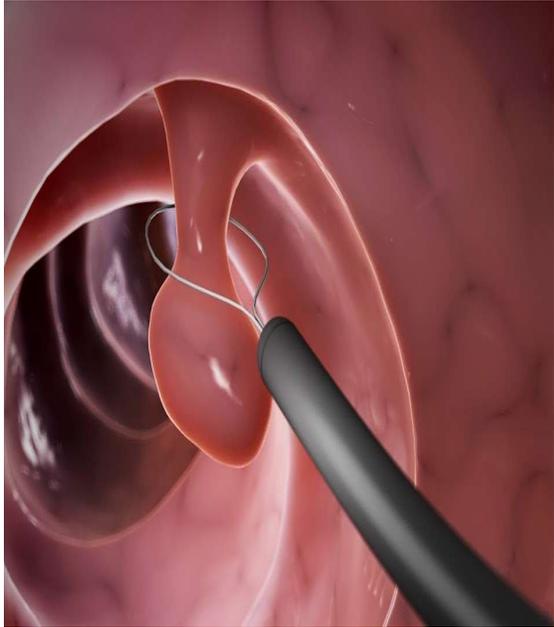


短期滞在手術等 基本料1について



短期滞在手術等基本料1とは

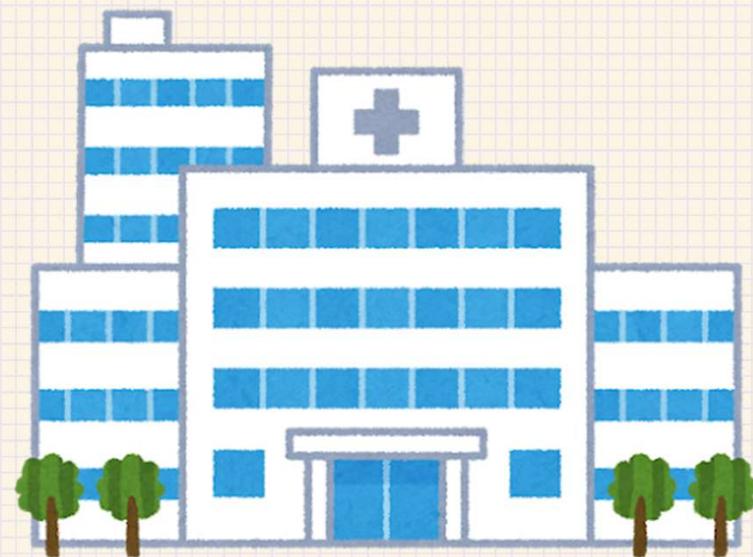
短期滞在手術等基本料1は、日帰り手術（同一日に入院・手術・退院）を行うための環境および手術等を行うために必要な術前・術後の管理や定型的な検査、画像診断等を包括的に評価する施設基準です。外来扱いとは、入院施設のない診療所や、有床医療機関でも外来として実施する場合を指します。

- この基本料の特徴として、以下の点が挙げられます：
 1. 包括評価：手術当日の管理や検査、画像診断等が包括されている
 2. 算定条件：同一日に入院・手術・退院することが条件
 3. 施設基準：適切な人員配置や設備、緊急時対応能力が求められる

施設基準

短期滞在手術等基本料1を算定するためには、以下のような施設基準を満たし、地方厚生局に届出を行う必要があります：

1. 手術を行うための十分な体制整備
2. 術後の患者回復のための専用病床（回復室）の確保
3. 看護師の配置（患者4人に1人の割合）
4. 麻酔科医の勤務（全身麻酔を伴う手術の場合）
5. 退院後3日間の24時間緊急対応体制



短期滞在手術等基本料1算定について

令和4年度の診療報酬改定で、短期滞在手術等基本料1の対象となる手術や検査が大幅に拡大されました。主な対象手術・検査・算定料には以下のようなものがあります

1. 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
2. 下肢静脈瘤手術
3. 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術
4. 小児食物アレルギー負荷検査
5. 経皮的シャント拡張術・血栓除去術

短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）

- 1.主として入院で実施されている手術を行った場合
 - (1) 麻酔を伴う手術を行った場合 **2947点**
 - (2) (1) 以外の場合 **2718点**
- 2.1以外の場合
 - (1) 麻酔を伴う手術を行った場合 **1588点**
 - (2) (1) 以外の場合 **1359点**

短期滞在手術等基本料1の算定要件

- ・別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（同一の日に入院及び退院した場合に限る。）は、短期滞在手術等基本料1を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。
- ・第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料1に含まれるものとする。



イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 血液形態・機能検査末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査出血時間、プロトロンビン時間（PT）及び活性化部分トロンボプラスチン時間（APTT）

ニ 血液化学検査総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）並びにイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量、抗ストレプトリジンO（ASO）定量、抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性、抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、HIV-1抗体、肺炎球菌抗原定性（尿・髄液）、ヘモフィルス・インフルエンザb型（Hib）抗原定性（尿・髄液）、単純ヘルペスウイルス抗原定性、RSウイルス抗原定性及び淋菌抗原定性

ヘ 肝炎ウイルス関連検査HBs抗原定性・半定量及びHCV抗体定性・定量

ト 血漿蛋白免疫学的検査C反応性蛋白（CRP）定性及びC反応性蛋白（CRP）

チ 心電図検査区分番号D208の1に掲げるもの

リ 写真診断区分番号E001の1に掲げるもの

ヌ 撮影区分番号E002の1に掲げるもの

ル 麻酔管理料（I）区分番号L009に掲げるもの

ヲ 麻酔管理料（II）区分番号L010に掲げるもの

ご静聴ありがとうございました😊

お困りのこと、疑問点ございましたら申込みメールアドレスへお気軽にご連絡ください。

